

四国中央市職員の起訴等について

令和3年2月10日に官製談合防止法違反並びに公契約関係競売等妨害罪の容疑で逮捕されていた三鍋 久司及び塩田 聡が、3月3日に起訴されました。これを受け、市は、本日付で、当該職員を休職処分とし、両名とも経済部農林水産課から総務部人事課付の人事異動の発令を行いましたことをお知らせいたします。

本市職員が逮捕、起訴されたという事態は、法を遵守すべき立場にある公務員としてあるまじきことで、市民の皆様の信頼を著しく失墜させましたことは、誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、今後の裁判の状況を見守りながら、事実関係を確認し、厳正に対処してまいりますとともに、引き続き、市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります所存でございます。

令和3年3月4日

四国中央市長 篠原 実